

消防本庁舎が起工

〈消防本庁舎新築〉

大館周辺広域市町村圏組合の消防本部庁舎の新築工事が根戸戸内(別図参照)ではじまりました。

昭和47年7月、本市と隣町の比内、田代の1市2町で、広域市町村圏の設定を受けると同時に、常備消防体制の構想をねってきたところ、その構想もまとまり、さる4月1日、正式に広域消防が発足し、広域的な消防体制が確立されていところです。

広域消防発足して4カ月ぶりで着工することになった消防本部庁舎は、鉄筋コンクリート造りの2階建て、延面積にして1,311・11m²、総工費7,120万円を投じて建設するもので、1月中旬を完成のメドに工事をすすめています。

なお、比内および田代の分署(いずれも鉄筋コンクリート2階建)の新築工事は、今月中に発注する予定になっています。



秋田の土地と農業を守る運動

大館市推進支部が発足

民間農外資本による農地、探草放牧地山林、原野等の土地買占めや乱開発等が全国的に行なわれていることは、皆さんも存じのとおりです。

こうした土地の買占めや乱開発が農業の振興に大きな悪影響を与えることが懸念されるので全国農業会議所が「土地と農業を守る運動」をとりあげ、全国に推進しているわけですが、秋田県農業会議でもこれを受けて「秋田の土地と農業を守る運動」秋田県本部を設置したことにはない、大館市農業委員会でも農林業の発展と農林業者の生活を守るために大館市推進本部を去る7月20日発足させました。

◆支部の構成機関団体

農業委員会、農林課、農業協同組合、農業共済組合、大館比内森林組合、大館

市土地改良区、積迦内土地改良区、下川沿土地改良区、上川沿土地改良区、真中土地改良区、二井田土地改良区、別所土地改良区、花矢土地改良区

◆支部の事業

- ①土地の買占めや乱開発の防止に関する事。
- ②啓発宣伝に関する事。
- ③土地利用計画の推進に関する事。
- ④土地政策確立のための諸対策に関する事。
- ⑤土地と農業を守る組織の育成に関する事。
- ⑥土地買占めの実態は握りに関する事。
- ⑦その他目的達成のため必要な事項。

◆支部長および事務局

支部長…市農業委員会会長

〈食肉センター〉

7月30日、午後2時から、川口(米代川、長木川合流点)で、大館市食肉センターの起工式が行なわれました。

工事期間と建物の概要はつぎのとおりです。

工事期間

48年7月10日～49年3月31日

敷地面積

1万3,820.50m²
(4,146.15坪)

工事費

1億450万円

建物面積

884.985m² (265.5坪)

建造物内容

本館、管理棟、病畜棟、焼却炉上室、汚水浄化装置、ポンプ室、洗車場



(写真) 食肉センターの起工式でクワ入れする石川市長

議会の活動

(48・7・10～8・17)

総務財政常任委員会

7月12日付託された請願、陳情について、これまでの審査経過を確認したほか、管理職手当について当局の報告を受けた。

8月17日豆ケ岱(花岡大森地区)その他、市有にかかる財産について現地調査を実施した。

厚生常任委員会

7月17・18日所管にかかる保育園等の福祉・厚生施設について、両日にわたって現地調査を実施した。

8月10日付託された陳情について審査し、継続審査としたほか、屎処理施設の修理について当局の報告を受けた。

教育産議常任委員会

7月25日所管にかかる市民の森等農林施設について現地調査を実施した。

7月30日干ばつの現況報告を受け、その対策について協議をした。

東北新幹線秋田県ルート誘致特別委員会
7月31日これまでの経過報告を受け、現況分析とともに、今後の運動方向について協議した。

議会運営委員会

8月1日9月定期会提案予定の議会費の補正見積りについて協議した。

税務課 (課長佐藤六蔵)

◆民税保険税係
◆市民税、国民健康保険税(以下民税、保険税という)の賦課および調定に関すること。

◆民税、保険税の減免および納期の延長に関すること。

◆民税、保険税の異議申立てに関するこ。

固定資産税係

◆固定資産の評価に関すること。
◆固定資産税の賦課と調定に関すること。
◆固定資産台帳に関すること。
◆固定資産税の減免および納期の延長に関すること。

◆固定資産申立てのこと。
◆固定資産市町村より納付金の交付に関すること。

◆固定資産評価審査委員会に関すること。
◆諸税係

◆市税(他課に属するものを除く)の賦課および調定に関すること。
◆国民健康保険税の異動整理および月割課税等に関すること。

◆市税の減免および納期の延長に関すること。

◆市税の異議申立てに関すること。

◆市税およびこれにかかる証明に関するこ。

管財課 (課長伊藤一雄)

◆管財係
◆公有財産の統括に関すること。
◆普通財産の取得、管理および処分に関すること。

◆基金(他課に属するものを除く)に属する財産の取得、管理および処分に関すること。

◆官行造林、県行造林、部分造林および分収林に関すること。

◆公有財産台帳の整理保存に関すること。

◆財産区に関すること。

◆市有財産の災害保険の統括に関するこ。

◆行政財産として取得する土地の統括に関すること。

◆国有地の払下げに関すること。

◆廃材(他課に属するものを除く)の管理および処分に関すること。

用地整理係

◆登記事務に関すること。

乳児受給者証の交付は

「市民課窓口」で

4月1日から乳児(満1才)の医療費が無料になっています。

これまで病院(医院)に提示する受給者証は、厚生課保康衛生係で発行していましたが、9月1日から市民課窓口(庁舎1階)でおこなうことになりました。

つぎに該当する乳児をお持ちの方で、まだ受給者証を受けていない方は、至急交付を受けてください。

〈給付の対象〉

大館市に住所を有する満1歳未満の乳児で、住民基本台帳または、外国人登録法の規定により登録されており、各種社会保険の被扶養者として認定を受けた乳児。

〈持参するもの〉

保険証(共済組合員証)、母子手帳印鑑

〈異動届〉

すでに受給者証を受けた方、または、これから受け方で、その後、つぎのような異動がある場合は必ず届出してください。

①被保険者証の記号・番号が変わった時

くたとえば>

(1)現在の職場をやめて別の会社へ就職した場合

(2)離職して国民健康保険に加入した場合

(3)国民健康保険に加入している者が会社等に就職し、乳児とともに会社健康保険に加入した場合。

②転出される時

(受給者証をお返しください)

③有効期限が過ぎた時

(受給者証をお返しください)

④市内転居をされる時

(受給者証の住所の訂正をうけてください)